

総論

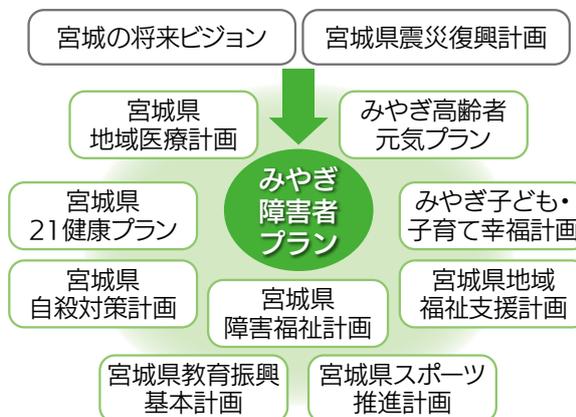


1 計画策定の趣旨・背景

この「みやぎ障害者プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく我が県における障害のある人のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画として位置づけられており、「宮城県地域医療計画」や「みやぎ高齢者元気プラン」などの各種計画と連携を図りながら、我が県の障害福祉施策の基本方向を明らかにしたものです。

我が県では、平成23年3月改定の前プラン（計画期間：平成23年度から29年度まで）に基づき、障害福祉施策の総合的な推進を図るとともに、前プラン策定直後に発生した東日本大震災からの復旧復興のため、様々な関係機関との協力・連携の下、障害福祉関係施設の復旧・再開や、被災者の心のケア等の震災を契機とした諸課題への対応にも取り組んでまいりましたが、この間、我が国では、平成19年9月に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）」の批准（平成26年1月批准）等に向けた関係法令の整備が行われました。

【図表】みやぎ障害者プランの位置づけ



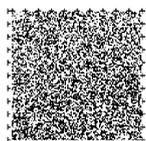
主な制度改正等の状況

○「障害者基本法」の改正

- 「障害者基本法」は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めたものですが、平成23年7月に行われた法改正により、全ての人が障害の有無に関わらず、等しく人権を有しているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指すことが明記されました。また、「障害」の範囲が見直され、発達障害や難病等が含まれることになったほか、差別の禁止や国際的協調の推進、国民の理解促進と責務等の規定が追加されました。

○「障害者総合支援法」等の施行・改正

- 平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法規の整備に関する法律」が成立し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び改正「児童福祉法」が平成25年4月に施行されました。
- 本法律の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなったほか、従来までの「障害程度区分」に代わり、「障害支援区分」が創設されるとともに、重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加、共同生活介護（ケア



ホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化等が行われました。

- ・また、平成28年6月には、法施行後3年を目途とした見直しが行われ、障害者の地域生活や就労定着に対する支援の充実(自立生活援助・就労定着支援)や、障害児の支援ニーズの多様化に対応するため、新たなサービス(居宅訪問型児童発達支援)が創設されたほか、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用や、医療的ケアを要する障害児支援の充実、障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた情報公表制度の導入など、所要の改正が行われました。(平成30年4月施行)

○「障害者虐待防止法」の成立・施行

- ・平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定され、養護者、障害者福祉施設従事者等、又は使用者による障害者への虐待が禁止されるとともに、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、虐待を発見した人に対する通報義務が課されました。(平成24年10月施行)
- ・また、市町村・都道府県の部局又は施設に、虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」や「県障害者権利擁護センター」が設置されることとなりました。

○「障害者差別解消法」の制定等

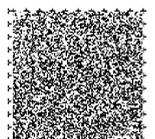
- ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28年4月に施行されました。
- ・これは、障害者基本法第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、「障害のある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」とともに、差別の解消につながるような支援措置として、「相談紛争解決の体制整備」、「地域における連携」、「啓発活動」、「情報収集」などが規定されています。

○「障害者雇用促進法」の改正等

- ・平成25年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が改正され、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障害のある人が職場で働く上での社会的障壁を除去するための合理的な配慮を講じることが義務づけられました。(平成28年4月施行)
- ・さらに、身体障害・知的障害のある人に加え、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。(平成30年4月施行)
- ・また、平成29年5月の同法施行令の改正により、平成30年4月から法定雇用率の引き上げ(民間企業2.0%→2.2%、国・地方公共団体等2.3%→2.5%、都道府県等の教育委員会2.2%→2.4%)と対象事業主の拡大(従業員50人以上→45.5人以上)が行われることとなっており、平成33年4月までには、法定雇用率は更に0.1%の引き上げ、対象事業主の範囲は従業員43.5人へ拡大されることとなっています。

○「障害者優先調達推進法」の成立・施行

- ・国・地方公共団体等からの官公需受発注の増大を目的とした「国等による障害者就労施設等から



の物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に制定され、平成25年4月から施行されました。

- 本法律によって、国や地方公共団体等は物品や役務の調達に当たって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を決めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。
- また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害のある人の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置等を講ずるよう努めることとされました。

○「精神保健福祉法」の改正

- 平成25年6月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正が行われ、精神障害のある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われ、精神障害のある人の地域生活への移行を一層促進することとなりました。（平成26年4月施行）

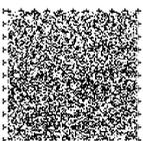
○「障害者権利条約」の批准

- 上記のとおり、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など、国内法の整備を経て、我が国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准しました。
- この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定しています。これにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。

○国による「障害者基本計画」の策定

- 国の障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本計画である「第3次障害者基本計画」が平成25年9月に策定され、障害者基本法に基づく共生社会の実現に向けて、障害のある人を社会参加の主体として捉え、自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められました。
- また、障害者権利条約の批准後、初となる基本計画として、障害者権利条約の理念を尊重し、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上や、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援を基本的な考えとした「第4次障害者基本計画」が策定されました。

以上のような障害福祉をめぐる様々な環境の変化に適切に対応しつつ、本県の障害福祉施策を総合的に推進するため、現在の「みやぎ障害者プラン」の見直しを行い、新しい計画を策定するものです。



2 基本的な考え方

○基本理念

だれもが生きがいを実感しながら、
共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり

人は皆、自分の役割や生きがいを実感したいという願いを持っています。障害のある人もない人も自分の役割や生きがいを実感しながら、社会の一員として共に充実した生活を安心して送ることができるような地域社会づくりを進めます。

①「共に生活するために」

障害のある人もない人も社会の構成員の一人として尊重され、地域で共に支え合い生活できる社会を目指します。

②「いきいきと生活するために」

障害のある人でも自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指します。

③「安心して生活するために」

必要な時に適切な支援やサービスが利用できる環境づくりを進め、自らが暮らしたいと望む地域において、安心して生活できる社会を目指します。

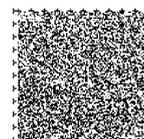
3 計画期間

この計画の期間は、国の「第4次障害者基本計画」や障害者総合支援法等の規定に基づき県が策定する「宮城県障害福祉計画」における計画期間等を考慮し、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

なお、現在、国が検討を進めている「新たな福祉サービスのシステム等のあり方」など、障害のある方々を取り巻く社会情勢等の変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画期間の途中でも適宜見直しを行っていくこととします。

4 対象とする障害のある人の範囲

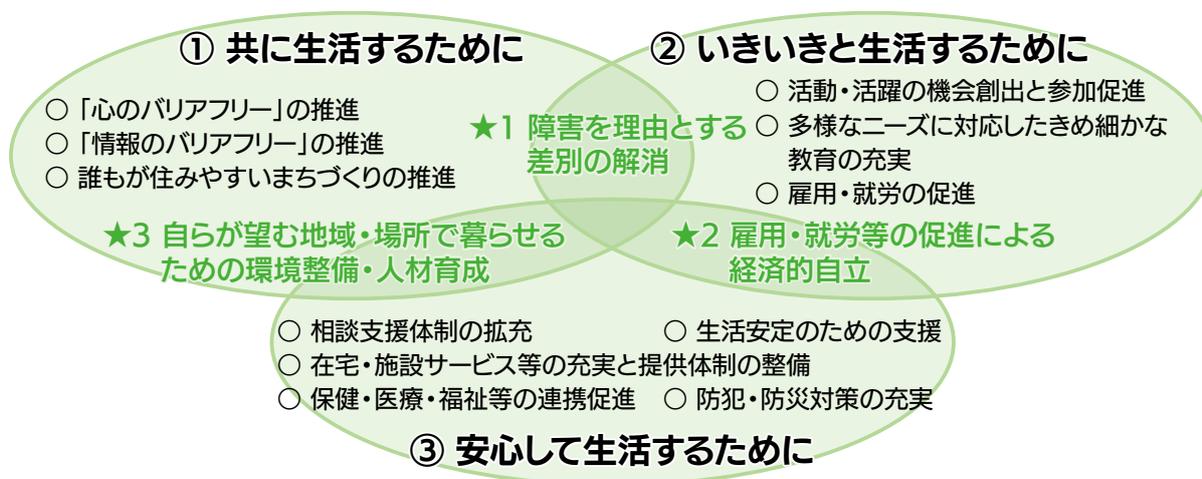
この計画は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）及びその他の心身の障害のある人（難病患者等を含む。）であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。



5 計画の全体構成

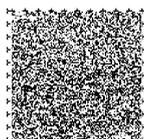
本計画の全体構成は、障害のある人の現状等に基づき、計画期間中（平成30年度から平成35年度）において、特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野（「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」）ごとに、現状と課題を整理した上で、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成しています。

【プランの体系イメージ】 ★:重点施策 ○:各論における施策の方向性



重点施策

1 障害を理由とする差別の解消	(1) 行政機関等における配慮
	(2) 普及啓発・広報活動の推進
	(3) 相談体制の整備
	(4) 関係機関と連携した差別解消の取組
2 雇用・就労等の促進による経済的自立	(1) 安定した雇用の確保
	(2) 就労支援施設等の経営力向上等を通じた工賃向上
	(3) 職業訓練・職業能力の開発
	(4) 多様な就業機会の創出
	(5) 行政機関等からの受注促進
3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成	(1) 介護人材の確保・育成
	(2) 住まい・支援拠点の整備等
	(3) サービスの質の確保・向上等



各 論

第1章 共に生活するために

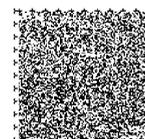
第1節 「心のバリアフリー」の推進	1 差別解消・虐待防止・権利擁護の推進
	2 福祉教育・地域交流の促進
	3 ボランティア活動の振興
	4 行政サービス等の配慮
第2節 「情報のバリアフリー」の推進	1 コミュニケーション支援
	2 障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上
第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進	1 誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進
	2 公益的施設等の整備
	3 公共交通機関等の整備
	4 道路交通環境の整備
	5 移動手段の確保

第2章 いきいきと生活するために

第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進	1 日中活動の場・学習機会等の充実
	2 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興
第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実	1 切れ目のない支援体制の構築
	2 多様な教育的ニーズに応じた学びの実現
	3 共生社会の実現を目指した理解の促進
第3節 雇用・就労の促進	1 啓発活動の推進
	2 障害者雇用率の向上（雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援）
	3 福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援

第3章 安心して生活するために

第1節 相談支援体制の拡充	1 相談支援の充実強化
	2 利用者本位のサービスの提供
	3 地域支援体制の整備



第2節	生活安定のための支援
	1 年金, 手当等の充実
	2 経済的負担の軽減
	3 生活福祉資金の貸付
	4 公費負担医療制度の充実
第3節	在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備
	1 在宅サービス等の提供体制整備
	2 地域における生活の場の確保
	3 各種生活訓練等の充実
	4 福祉用具の普及促進等
	5 施設入所支援の充実
	6 介護人材の育成・確保とサービスの質の向上
第4節	保健・医療・福祉等の連携促進
	1 保健・医療・福祉等の連携促進
	2 救急医療体制の整備
	3 精神疾患対策の拡充
	4 発達障害に対する支援
	5 高次脳機能障害に対する支援
	6 医療的ケア体制の整備
第5節	防犯・防災対策の充実
	1 防犯対策の充実
	2 大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実

